

経営者が最低限知っておきたい！

税務調査手続きの税務

## はじめに

強権的とも言われる税務調査の対策は、経営者にとって最も重要な経営課題の一つです。インターネットを見ますと、税務調査については大きな金額の税金を追徴されたり、税務署の調査官に精神的に追い詰められたり、怖いニュースが多数見られます。実際のところ、税務署が調査に来るといっただけで夜も眠れない、といった経営者も非常に多いところではあります。

税務調査を乗り切るためには、このような税務調査に対する恐れをまず克服する必要があります。税務調査は国家権力を背景にしていますので、強権的な側面もありますが、「納税者の協力を得て行う」という任意調査です。このため、不正取引を行っている場合は別にして、強引なことは原則として行われず、堂々と対応できるものなのです。

もちろん、税務署の調査官の中には、任意調査という税務調査の本質を甘く考えてしまい、納税者を圧迫するような強引な税務調査を行う者もいます。しかし、このような適切ではない税務調査に対しては、法律に基づいて抗議することができますので、毅然とした対応をして下さい。とりわけ、平成 23 年度の税制改正により、税務調査の手続きが法律上明確化されていますので、このルールを基に交渉しましょう。

本テキストは、税務調査に対して堂々と対応していただけるよう、最低限押さえていただきたいルールについて解説したものです。税務調査の予告があった場合に、本テキストを読み直していただければ、税務署と堂々と交渉することができます。

本テキストが、皆様のビジネスにとってわずかなりともお役に立つのであれば、これに勝る喜びはありません。

### 目次

- I 税務調査の基礎知識と対応方法
- II その他の注意点

### <注意点>

本小冊子は、平成 27 年 4 月 1 日現在の法令等に基づいて作成されております。今後の税制改正等により、本小冊子の内容等の全部または一部につき、変更があり得ますので、ご注意ください。

# I 税務調査の基礎知識と対応方法

【Q1】

＜任意調査の意義＞

顧問税理士から、「税務調査は任意調査なので恐れることはない」と言われましたが、任意調査とはどういう意味なのでしょうか？

【A1】

＜拒否できないが、納税者の許諾を得て行われる＞

税務調査は、納税者の協力に基づいて行われる調査という意味で任意調査と言われます。納税者の協力に基づくため、調査官が資料を確認するような場合には納税者の許可が必要になりますし、日程や場所なども納税者の都合を優先することができます。ただし、税務調査を断ることはできません。

【解説】

税務調査は任意調査と言われます。税務調査は、犯罪捜査のような強硬的な調査ではなく、納税者の協力に基づいて、申告内容を確認するために行われる調査です。税務調査と聞くと、多くの方が「マルサ」をイメージされ、非常に強硬的なものとお考えになりますが、マルサは裁判所の令状に基づき、犯罪に当たる脱税の捜査を行うものですから、一般の税務調査とは似て非なるものです。マルサ以外の税務署や国税局の調査官が行う税務調査は、納税者の協力を得て行う任意調査です（図1参照）。

任意調査は協力に基づく調査ですので、有無を言わず資料を押収する、といった強硬的なことは一般の税務調査ではありません。調査官が資料を確認する場合には納税者の許可が必要になりますし、税務調査の日程や場所なども納税者の都合を優先することができます（図1参照）。

（図1）任意調査と強制調査の違い

調査の種類	担当部署	本質
任意調査	下記以外の 税務署・国税局の担当官	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 納税者の協力を得て行う</li><li>・ 日程や場所なども配慮される</li><li>・ 申告内容の確認が前提</li></ul>
強制調査	国税局査察部（マルサ）の 査察官	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 裁判所の令状を得て行う</li><li>・ 心身も拘束される</li><li>・ 犯罪となる脱税捜査を前提</li></ul>

ただし、税務調査の実施を拒否することはできませんので、日程を先延ばしにしても、いずれかのタイミングで必ず受ける必要があります。

**【Q 2】**

**＜税務調査で確認される資料＞**

税務調査ではどのような資料を確認されるのでしょうか？私物が入っている、机の中などは見せたくないのですが。

**【A 2】**

**＜税額計算に関係ある資料＞**

税務調査は申告した税額が正しいかを確認するために行われますので、税金の計算に関すること、すなわちビジネスに関することについては、税務署の質問に回答したり、関係資料を提示したりする必要があります。しかし、それとは関係のないプライベートな質問に回答したり、私物を提示したりする必要はありません。

**【解説】**

税務調査は、会社が提出した申告書の税額などについて、計算誤りがないかを確認するために行われます。このため、税金の計算に関すること、すなわちビジネスに関することについては、税務署の質問に回答したり、請求書などの関係資料を提示したりする必要があります。

一方で、経営者の個人預金通帳など、ビジネスに関係ない私物を調査官に見せる必要はありません。会社の税金の計算に、プライベートは関係ないからです。同じように、調査官から個人的な趣味について質問を受けることがあります。趣味は税金の計算に関係ありませんので、回答する必要はないとされています。

あくまでも、税金の計算に関係することについて、資料を見せたり質問に回答したりする必要があるのです。

**【Q 3】**

**＜税務調査で狙われる会社＞**

税務調査ではどのような会社が狙われるのでしょうか。

**【A 3】** **＜大きな決算科目の変動がある会社、過去大きな間違いがあった会社など＞**

一般的には、決算書の売上などの科目に大きな変動がある会社や、過去の税務調査で大きな間違いがあった会社が狙われやすいと言われます。

その他、赤字会社よりも黒字会社の方が狙われやすいと言われます。

**【解説】**

税務調査は申告した税額が正しいかを確認するものとされていますが、実際のところは税金を

取るために行われます。このため、より多額の税金が取れると見込まれる納税者を優先的に税務調査したいと税務署は考えており、一般的には、以下のような会社が税務調査の対象とされやすいと言われています。

① 売上や人件費などの決算書の科目が大きく変動しているような会社

税務調査は会社の申告書の間違いや、不正計算を発見するものです。不正計算とは、言い換えれば意図的に数字をごまかすことです。意図的に数字をごまかす場合、決算書においては異常な数値として計測されることが多いと言われます。

このため、売上や人件費など、税務調査で厳しくチェックされる科目について、過去の実績に比して大きな増減を示している会社は、税務調査が実施される可能性が大きいと考えられます。

② 過去の税務調査で大きな間違いがあった会社

過去の税務調査で不正取引や大きな計算ミスを発見された会社については、その内容がきちんと修正されているかどうかを確認するために、税務調査が行われることが多くあります。とりわけ、過去の税務調査で不正取引があった会社については、税務調査が実施されるスパン（一般的には、5年に1回程度と言われます）が短くなると言われています。

このため、税務調査が実施される場合には、過去の税務調査の内容は必ず見直すこととし、同じ誤りを繰り返さないように注意する必要があります。

その他、税務調査は税金を取るという目的がありますので、黒字会社のほうが税務調査に来られる確率は高くなります。ただし、赤字会社であれば税務調査に来られないという訳ではありませんので、注意して下さい。

**【Q4】**

**＜税務調査の流れ＞**

税務調査がスタートしてから終わるまでの一連の流れを教えてください。

**【A4】**

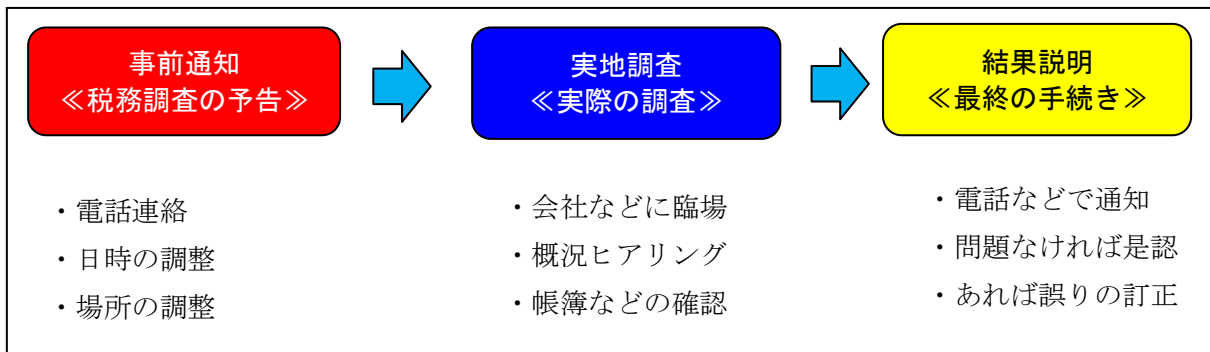
**＜事前通知、実地調査、結果説明＞**

税務調査は、原則として、①税務調査を実施する旨の予告（事前通知）がなされた上で、②実際に会社などで税務調査が行われ（実地調査）、③その結果についての説明がなされる（結果説明）というステップで行われます。

**【解説】**

税務調査は、以下の（図2）のような流れで行われることが一般的です。

（図2）税務調査の一般的な流れ



まず、税務調査を実施する旨の予告（事前通知）が行われます。事前通知により、税務調査の担当者が連絡され、納税者と日程調整を行い、実際に税務調査が行われる日時や場所が決められます。

その後、打ち合わせをした日時に、税務署の調査官が会社などに臨場して実際の税務調査が行われます（実地調査）。実地調査では、まず会社の概況についてヒアリングがなされ、その後帳簿などの経理資料の確認が行われます。なお、実地調査は中小企業であれば2～3日間の日程で実施されることが通例です。

実地調査が行われた後、税務署の内部においてさまざまな検討がなされ、後日税務調査の結果について調査官から連絡されます（結果説明）。税務調査の結果、申告が間違っていた場合には、修正申告書を提出するなどして誤りを是正し、不足している税金を納める必要があります。

【Q5】

＜事前通知の注意点＞

税務調査はまず事前通知から始まるということですが、事前通知の際はどのようなポイントに注意すべきでしょうか。

【A5】

＜負担にならない範囲で日程調整し、準備資料を正確に聴き取る＞

税務調査は任意調査ですので、日時や場所について税務署の希望に合わせる必要はありません。負担にならない日程や場所を申し出て調整して下さい。  
加えて、税務調査で準備する資料については、調査官から指導がありますので、できる限り正確にヒアリングして下さい。

【解説】

税務調査は、事前通知からスタートしますが、原則として顧問税理士に対し、電話で行われます。事前通知においては、税務署から以下の（図3）のような事項について、連絡されます。

（図3）事前通知における連絡事項

1	（税務署が希望する）税務調査の日程
2	（税務署が希望する）実地調査を実施する場所
3	税務調査の対象となる事業年度
4	税務調査で準備する資料
5	税務調査を担当する調査官の氏名など

顧問税理士がいる会社であれば、事前通知は顧問税理士になされますから、顧問税理士を通じて内容を聞くこととなりますが、下記のようなポイントに注意して下さい。

① 日程調整や調査場所は自分の都合を優先させる

税務調査は「納税者の協力のもとに行う」任意調査ですので、税務署の都合よりも納税者の都合を優先させることができます。一般的に、事前通知は実地調査の予定日の2週間程度前に行われますが、調査官から打診された日程をそのまま受け入れる必要はありません。

逆に余裕をもって対応できる日時を指定しても問題はありません。ただし、断ることはできませんから、常識的な範囲内で、都合のいい日時を指定して下さい。

実地調査の場所についても、調査官は会社の本店を指定することが通例ですが、指定された本店で受ける必要はありません。税務調査で確認する資料を顧問税理士の事務所に郵送するなどして、顧問税理士の事務所で対応しても、原則として問題はないとされています。

② 用意する資料は正確に聴き取る

税務調査の際、どのような資料を用意すべきか、非常に質問が多いですが、法律上は調査官が確認すべき資料をあらかじめ通知する義務がありますので、具体的にどの資料を用意すればいいのか、分からなければ調査官に質問して下さい。

税務調査でよくあるミスなのですが、調査官に必要以上の資料を提示したために、間違いを発見されたという事例が多くあります。必要以上の資料を用意する必要はありませんので、用意すべき資料についてはできる限り細かく調査官に聞いて下さい。

【Q6】

＜無予告調査の対応方法＞

事前通知なく税務調査が行われる場合もあると聞きましたが、このような調査は任意調査ではなく、強制調査なのでしょうか。

**【A 6】**

**＜無予告調査も原則任意調査＞**

マルサが行うようなものでない限り、無予告調査も任意調査です。このため、協力できる範囲で協力すればよく、延期することも可能です。  
ただし、延期する場合には、調査官を会社に入れず、会社の外で交渉する必要があります。

**【解説】**

税務調査の事前通知がないまま、調査官がいきなり会社に来て調査する、いわゆるガサいれのような税務調査が行われることがあります。このような税務調査を「無予告調査」と言います。脱税意識が高い経営者に事前通知をしてしまうと、資料を廃棄するなど、税務調査を妨害する行為が行われる可能性もありますので、無予告調査も認められています。

しかし、この無予告調査も、マルサが行うようなものでない限り、原則として任意調査にあたります。このため、納税者の協力が前提とされており、都合がつかなければ無予告調査を延期することもできます。十分な準備ができませんので、基本的に無予告調査は延期をした方がいいと言われます。

その際の注意点ですが、延期を認めてもらうまで、調査官を会社の中に入れてはいけません。会社に入れてしまうと、無予告調査を許可した、と見られる可能性があるからです。このようなことのないよう、延期が認められるまで、会社の外で調査官と交渉しましょう。

**【Q 7】**

**＜実地調査の注意点＞**

来週、2日間の予定で実地調査が行われることになっていますが、どのようなポイントに注意すればいいのでしょうか。

**【A 7】**

**＜極力税理士に任せる＞**

調査官との対応は、専門知識が必要になりますので、税理士などの専門家に極力任せましょう。このため、経営者でしか知りえない、事業概況ヒアリングだけを経営者が対応することとし、それ以外は税理士や経理担当者に任せた方がいいでしょう。

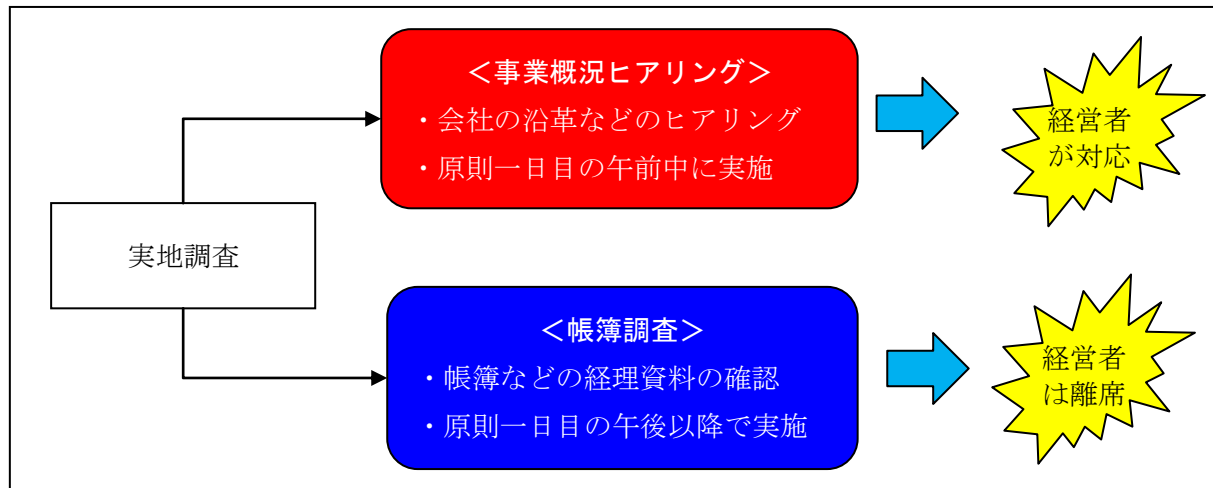
**【解説】**

実地調査は、大きく2つの段階からなります。一つは、「事業概況ヒアリング」と言われるもの



であり、もう一つは、ヒアリングをしながら、帳簿などの経理資料の確認を行う帳簿調査と言われるものです（図4参照）。

（図4） 実地調査の2つの段階



事業概況ヒアリングにおいては、会社の沿革や会社組織の概要などについて、会社の経営者や経理担当者に対し、ヒアリングされます。事業概況ヒアリングは、原則として実地調査一日目の午前中に行われます。

帳簿調査は、調査官が会社の帳簿はもちろん、領収書や請求書、そして会社が経理処理上作成している資料（棚卸表など）の経理資料を確認するものです。事業概況ヒアリング以外の時間は、この帳簿調査に当てられます。

実地調査においては、極力税理士などの専門家に任せる、という考えが重要になります。帳簿調査は経理担当者や税理士だけで十分に対応することができますので、経営者は立ち会う必要はありません。このため、税理士や経理担当者に調査官の対応を任せ、経営者は出張したり別の仕事をしたりしても問題はありません。

調査官との対応は、専門知識が必要になりますので、税理士などの専門家に任せたほうが望ましい結果になることが多いです。このため、経営者は事業概況ヒアリングだけを対応し、残りの帳簿調査は、税理士や経理担当者に一任することとしましょう。

【Q8】

<税務調査の結果説明>

2日間の実地調査を終えた後、一ヶ月ほどして、税務署から税務調査の結果説明をしたいので来署して欲しいとされています。どのようなことに注意すればよろしいでしょうか。

**【A8】****＜納得できるまで交渉する＞**

税務調査の問題点について、税務署の指導に納得した場合は修正申告書を提出しても問題ありませんが、納得できないことがあれば、更正処分を受けてもやむなし、という毅然とした態度で、税務署と交渉する必要があります。

**【解説】**

税務調査の終わらせ方としては、以下の（図5）のいずれかとなります。

**（図5）税務調査の終わらせ方**

内容	意味	注意点
① 申告是認	何も問題がない場合の手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後日是認通知が郵送</li> <li>・ 受け取れば終了</li> </ul>
② 修正申告書の提出	誤りがあるとされ、それに納得した場合の手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後日修正申告書を提出</li> <li>・ 提出時に納税</li> <li>・ 加算税（※）がかかる</li> </ul>
③ 更正処分	誤りがあるとされるが、それに納得しない場合の手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後日更正通知書が郵送</li> <li>・ 通知書に基づき納税</li> <li>・ 加算税（※）がかかる</li> </ul>

（※）申告もれに対するペナルティとして、上乗せでかかる税をいいます（Q9参照）。

税務調査の結果、問題があるため申告内容を訂正する必要があると判断される場合、修正申告書を提出するか、更正処分を受けるか、いずれかの処理が行われます。修正申告書の提出と更正処分には、（図6）のような違いと注意点があります。

**（図6）修正申告書の提出と更正処分の違い**

内容	メリット	デメリット
② 修正申告書の提出	更正処分よりも早く終わる	裁判などで争うことはできない
③ 更正処分	裁判などで争うことができる	税務署からはよく見られない

修正申告書は納税者が納得して提出するものですから、更正処分とは異なり、その内容について裁判などで争うことはできません。このため、後日内容を見直した結果、税務署の指導に納得できないことがあっても、問題にすることはできません。

更正処分が行われる場合、税務署からはよく見られませんが、修正申告書を提出してしまうと、税務署に抗議することは原則としてできませんので、気づかないうちに大きな不利益を被る可能性があります。このため、修正申告書を提出する場合には、慎重に対応する必要があります。

ところで、更正処分を受けた場合と修正申告書を提出した場合とで、納税額は原則として変わりません。このため、納得できないことがあれば、更正処分を受けてもやむなし、という毅然とした態度で、税務署と交渉する必要があります。

なお、税務調査の結果説明は税理士を通じて聞くことができますし、税務署との交渉についても、税理士に委任することができますので、税理士を活用しましょう。

**【Q9】**

**＜加算税の内容＞**

税務署の指導に納得しましたので、修正申告書を提出しようと思いますが、税務署から10%の加算税もかかると言われました。加算税とは一体何なのでしょう。

**【A9】**

**＜申告もれのペナルティー＞**

税務調査で問題があった場合、申告もれに対するペナルティーとして、追徴税額に対して所定の割合の加算税がかかります。申告もれの原因に応じて、いくつかの種類があります。

その他、遅延利息に相当する延滞税もかかる場合があります。

**【解説】**

税務調査で問題があった場合、申告もれに対するペナルティーとして、追徴される税額に対し、加算税が課税されます。法人税については、以下の（図7）のように課税されます。

**（図7）加算税の種類（法人税）**

種類	原因	金額
過少申告加算税	単純な計算ミスなどがある場合	申告もれ税額×（原則10%）
無申告加算税	申告をしていない場合	申告もれ税額×（原則15%）
重加算税	不正取引によりごまかしていた場合	申告もれ税額×（原則35%）

なお、遅延利息に相当する延滞税もかかる場合があります。

## Ⅱ その他の注意点

【Q10】

＜確認書の提出＞

調査官から、事実関係を明らかにするために、「〇月〇日、売上の計上を100万円除外しました。」と書かれた「確認書」という文書に署名押印するよう求められました。売上の計上をミスしたことは事実ですが、意図的に売上を除外したとは思っていません。このような文書に署名押印する必要はあるのでしょうか。

【A10】

＜拒否することは可能＞

税務署があらかじめ作成した、自分に不利な証拠となる書面に対し、署名押印を要請されることがありますが、提出したり、署名押印したりする必要はありません。税務調査は強制調査ではありませんので、このような文書への署名押印は、断ることができます。

【解説】

税務調査においては、「一筆」と言われる実務があります。これは、あいまいな事実関係を確認するために、納税者に署名押印を求めるものとされています。しかし、その実は不正計算を行った納税者などに対し、あらかじめ反省の文言をとっておくもので、「～円不正計算を行いました。大変申し訳なく思っております。」などといった内容を税務署が下書きし、納税者に署名押印を求めるものがほとんどです。

このような書面を提出してしまうと、それが事実になりますので、大きな不利益となる可能性が大きいです。ただし、税務調査は強制調査ではありませんので、納税者の意思に反する強制は許されませんから、不利になる一筆を提出したり、署名押印したりする必要は全くなく、拒否することが可能です。

【Q11】

＜お土産の用意＞

税務調査にあたり、いわゆる「お土産」は用意しておくべきでしょうか。

【A11】

＜用意してはいけない＞

税務調査は税金の計算が法律的に間違っていないかを確認するためのものですので、法律的に間違いがなければ、調査官は税金を追徴することはできませんから、「お土産」を用意する必要はありません。むしろ、税金を取りやすい会社と判断され、税務調査が頻繁に行われる可能性があり、

会社にとって大きな不利益が生じます。

**【解説】**

税務調査において、「お土産」と言われる風評があります。これは、調査官が簡単に気づくようなミスをあらかじめ用意しておくことを言います。税務調査は税金をとるために行われますので、調査官が早く調査を終えることができるよう、「お土産」は用意すべき、と言われていました。

しかし、結論から申し上げると、「お土産」を用意する必要はありません。税務調査は税金の計算が法律的に間違っていないかを確認するためのものですので、法律的に間違いがなければ、調査官は税金をとることはできません。むしろ、「お土産」を用意すると、税金を取りやすい会社と判断され、税務調査が頻繁に行われる可能性があり、会社にとって大きな不利益が生じます。

税務調査には事実無根の風評や都市伝説が数多くありますが、「お土産」はその典型例です。このような風評や都市伝説に惑わされてはいけません。

**【Q12】**

**<反面調査の拒否>**

「A社に支払った外注費の内容が不明確ですので、A社への反面調査が必要です。」という指導を税務署から受けました。税務調査では、取引先に対する反面調査が行われることも理解していますが、反面調査をされるとA社に大きな迷惑がかかりますので、何とか拒否することはできないでしょうか。

**【A12】**

**<客観的に見てやむを得ないかどうかを確認>**

反面調査は、「客観的に見てやむを得ないと認められる場合に限り」実施することになっています。このため、取引先から資料をもらってくるなどして、調査官が確認したい内容を分かるようにすれば、反面調査の必要はないことになります。

**【解説】**

税務署には、取引先を調査する反面調査の権限が認められています。反面調査は、正確な事実関係を確認するために認められている権限ですが、重要な売上先などに対して頻繁に反面調査が行われてしまうと、取引先に迷惑がかかり、ビジネスに支障が出る可能性が大きいと言えます。

実際のところ、税務署も反面調査は納税者の大きな負担になることを理解しています。このため、反面調査については、「客観的に見てやむを得ないと認められる場合に限り、反面調査を行う」という方針が示されています。この方針を前提にすれば、取引先から資料をもらってくるなどした上で、調査官が確認したい内容を正確に理解できるに措置すれば、理論的には反面調査をする

必要はありません。このため、この方針を前提に、反面調査を差し止めるよう交渉することは可能と考えられます。

ただし、何をもち「客観的に見てやむを得ないと認められる」か、実際のところはグレーな部分が大きいと言われます。反面調査を実施するかどうかの判断は、調査官の裁量で行うことができるとされていますので、このような方針があるにしても、反面調査を差し止めることは非常に難しいと言われます。反面調査については、調査官と粘り強く交渉するしかありません。